

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

本日付けで発出した「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日厚生労働省医政局歯科保健課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下単に「事務連絡」という。）においては、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し公表するため、各都道府県において、関係団体とも適宜協力をしながら、管下の医療機関のうち、事務連絡に基づき歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告するようお願いしたところである。

また、事務連絡においては、各都道府県において、管下の医療機関における事務連絡 1 .（1）及び（3）による歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨の毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告するようお願いしたところである。

つきましては、各都道府県におかれては、別紙 1 - 1「歯科診療における電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領」及び別紙 2 - 1「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領」に基づき、所定の様式により、歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の情報と歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を集計し、それぞれ所定の期限までに厚生労働省の所定の提出先へ提出をお願いする。なお、厚生労働省への提出に際しては、「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」（令和 2 年 4 月 10 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）において依頼した提出と同時に取りまとめて提出して差し支えない。

なお、これらの調査については、別記の関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施の当たっては、適宜、管下の関係団体とも連携しながら行うこと。